

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

(1) 児童家庭支援センターの設置

平成9年の児童福祉法改正により法定化された児童家庭支援センターは、本県では長らく設置されていなかったが、令和7年10月1日付けで開設されたことに伴い、児童福祉法施行細則（以下、細則という）の条文及び通知様式を改正する必要がある。

(2) 措置委託決定通知書（第21号様式の2）について

一部記載誤り、記載漏れがあるため、改正を行う必要がある。

(3) その他

細則第18条第1項内、第19号様式の2及び第21号様式の宛先欄、第20号様式の通知者欄に、知的障害者福祉司の所属する総合療育相談センターに関する記載が漏れているため、加える必要がある。また、同条第3項内の「児童委員以外の者」について、適切な記載に改正する必要がある。

2 改正の概要

(1) 児童家庭支援センターについて

児童家庭支援センター開設に伴い、児童相談所から同センターへの指導委託が可能となったことから、細則第18条第1項、第2項及び第4項の必要箇所に、「児童家庭支援センター（県以外の者が設置するものに限る。以下この条において同じ。）」、「児童家庭支援センター」又は「児童家庭支援センターの長」を加える。また、第19号様式の2及び第21号様式の宛先欄及び第20号様式の通知者欄に、「児童家庭支援センターの長」を加える。

(2) 措置委託決定通知書（第21号様式の2）について

同様式内の「添付書類等」内の「1 児童記録表」について、「表」の字が誤字であるため、「1 児童記録票」に改める。また、添付すべき書類として、措置委託に関する同意書の記載が漏れているため、「9 衣類」を「10 衣類」とし、「9 措置委託に同意する旨の書類」を加える。

(3) その他

細則第18条第1項内に、知的障害者福祉司が所属する「神奈川県立総合療育相談センター所長」を加える。また、これにより、第18条第1項内の知的障害者福祉司の記載は同条第3項にも及ぶため、第18条第1項内の「次項において」を「以下この条において」

に改める。

また、第 19 号様式の 2 及び第 21 号様式の宛先欄及び第 20 号様式の通知者欄に、「神奈川県立総合療育相談センター所長」を加える。

加えて、第 18 条第 3 項の「児童委員以外の者」は「知的障害者福祉司又は社会福祉主事」を意味するため、改正する。

3 施行期日

公布日より施行する。